(証券コード　9478)
平成27年６月３日

株　主　各　位

東京都新宿区舟町５
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速　水　浩　二

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第30回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月18日(木曜日)の午後６時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月19日(金曜日)午前10時
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
　　ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間
3. 会議の目的事項
報告事項　1. 第30期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

　　2. 第30期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

後記の添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.sehi.co.jp/)にてご通知申し上げます。

(添付書類)

事　業　報　告

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安・原油安、政府の経済政策、及び米国等先進国を中心とした世界経済の底堅さを背景として企業収益の改善傾向が持続し、消費増税後低迷していた個人消費も持ち直しの兆しが見えるなど、総じて緩やかな景気回復基調で推移しました。

このような環境の中、当社グループにおいては、①全事業会社黒字化、②中長期利益を見通した各社構造の最適化の加速、③成長マインドの醸成と浸透、及び④海外収益基盤の増強と資産の再配分の４点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みの結果、当連結会計年度の連結売上高7,183百万円(前期比3.2％減)、連結営業利益183百万円(前期比28.2％減)、連結経常利益79百万円(前期比52.1％減)、連結当期純損失26百万円(前期は連結当期純利益64百万円)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績については以下の通りです。

出版事業におきましては、IT関連技術書以外の書店店頭販売が引き続き減少傾向にあるものの、利益率の高い広告・イベント収入及び電子書籍販売が通年好調を維持したことなどから、売上高2,688百万円(前期比3.1％減)、セグメント利益(営業利益)245百万円(前期比1.0％増)と減収増益となりました。

コーポレートサービス事業におきましては、年度前半は消費税率引き上げに伴う受注反動減の影響や新規先開拓のための先行費用の計上などにより業績が弱含みでしたが、年度後半において徐々に売上が回復し、売上高859百万円(前期比1.0％増)、セグメント利益(営業利益)112百万円(前期比2.3％減)とほぼ前期並みの業績となりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、スマートフォンコンテンツやオンラインゲーム事業などが順調に拡大・収益化し、売上高1,424百万円(前期比10.6％増)、セグメント利益(営業利益)84百万円(前期比26.6倍)と大幅増収増益となりました。

インターネットカフェ事業におきましては、期初に消費税率引き上げの影響を受けたことや、通年に亘り競争力強化のための店舗内装工事の実施、PC入れ替えなどの先行投資を実施してきた結果、売上高1,202百万円(前期比5.6％減)、セグメント損失(営業損失)４百万円(前期はセグメント利益60百万円)となりました。

教育・人材事業におきましては、医療人材紹介事業が順調に拡大し、研修事業も好調に推移した一方、利益率の高いサーバ製品の受注が弱含みで推移したことなどから、売上高951百万円(前期比9.7％減)、セグメント損失(営業損失)29百万円(前期はセグメント利益45百万円)となりました。

投資運用事業におきましては、前年度にあった大口債券償還の反動減などにより、売上高58百万円(前期比67.5％減)、セグメント利益(営業利益)27百万円(前期比15.0％減)となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績については以下の通りです。

② セグメント別売上高

(単位：百万円、％)

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	2,774	37.4	2,688	37.5	△85	△3.1
コーポレートサービス事業	851	11.5	859	12.0	8	1.0
ソフトウェア・ネットワーク事業	1,288	17.4	1,424	19.8	136	10.6
インターネットカフェ事業	1,273	17.1	1,202	16.7	△71	△5.6
教育・人材事業	1,053	14.2	951	13.2	△101	△9.7
投資運用事業	180	2.4	58	0.8	△121	△67.5
合　計	7,419	100.0	7,183	100.0	△235	△3.2

(注)　上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。

③　対処すべき課題

日本経済は景気回復に向けて進んでいる一方、消費増税による消費回復の遅れや世界経済の不安定要素など、安定した成長の実現にはまだまだ課題もあります。当社グループとしては引続き利益成長と体質改善について一層積極的に取組んで行きたいと思います。具体的な施策としては、前期に引き続き、①全事業会社黒字化、②中長期利益を見通した各社構造の最適化の加速、③成長マインドの醸成と浸透、及び④海外収益基盤の増強と資産の再配分を重点課題として取組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある財務報告に関しても引続き真摯に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

①　当社は資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、株式会社りそな銀行との間で200百万円の相対型コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末において当該契約に基づく借入実行残高は100百万円であります。

②　連結子会社である株式会社翔泳社は、平成26年９月10日に翔泳社第23回無担保社債300百万円、期間５年(期日一括償還)を発行いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 27 期 (平成23年度)	第 28 期 (平成24年度)	第 29 期 (平成25年度)	(当連結会計年度) 第 30 期 (平成26年度)
売上高(百万円)	7,336	6,990	7,419	7,183
経常利益(百万円)	119	△25	166	79
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	27	△496	64	△26
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	1	△27	3	△1
純資産(百万円)	4,151	3,565	4,460	4,532
総資産(百万円)	10,174	9,371	10,035	9,844

(注) 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成23年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算定しております。また、当社は平成25年12月6日付でライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に基づく新株予約権の無償割当てを行い、当該新株予約権の払込が完了しております。ライツ・オファリングに基づく払込金額は時価よりも低いため、平成23年度の期首に当該ライツ・オファリングに基づく払込による株式分割相当部分が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)を算定しております。

(5) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	コンピュータ関連書籍の発行・販売、コンピュータ関連のカンファレンス・教育、コンピュータ関連技術情報のWeb上での提供、一般書籍・海外翻訳書籍の発行・販売、オンラインショップにおけるソフトウェア・ハードウェアの販売、電子書籍の販売、その他コンピュータ関連商品・サービスの販売
コーポレートサービス事業	情報技術(パソコン・ネットワーク・ソフトウェア等)関連企業を対象とする以下のサービス提供： 製品付随物・同封物の企画・製造請負、製品のマーケティング・販売促進に関するサービス、ユーザー(主に技術者)のサポートサービス、企業PR/IRのサポートサービス
ソフトウェア・ネットワーク事業	エンターテイメントソフトウェアの開発・販売、携帯インターネット技術及びメンテナンス、ネット広告販売、アミューズメント施設の運営
インターネットカフェ事業	インターネットカフェ、ボディケアサロン及びリハビリ特化型デイサービス店舗運営
教育・人材事業	IT技術者向けe-learning学習ソフト開発・販売、Oracle/IBM認定研修、IT・医療関連の職業紹介事業、人材派遣事業、請負業務紹介事業
投資運用事業	有価証券投資等

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社翔泳社	50百万円	100.0%	出版事業
株式会社翔泳社アカデミー	10百万円	100.0% (100.0%)	出版事業
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	80百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEデザイン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
INCユナイテッド株式会社	100百万円	88.5%	インターネットカフェ事業
株式会社優泉jp.	7百万円	88.5% (88.5%)	インターネットカフェ事業
株式会社ゲームグース	90百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株式会社SEプラス	17百万円	53.8% (53.8%)	教育・人材事業
株式会社システム・テクノロジー・アイ	347百万円	53.8%	教育・人材事業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投資運用事業

(注) 1．( )内は間接所有割合を内数で示しております。
2．当社の議決権比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3．INCユナイテッド株式会社が平成26年10月１日付で株式会社優泉jp.の株式を取得したことにより、株式会社優泉jp.は同日付で当社の子会社に該当することとなりました。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(平成27年３月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、ＳＥモバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社ＳＥデザイン、株式会社ゲームグース及びＳＥインベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社システム・テクノロジー・アイ及び株式会社ＳＥプラスの本社所在地は東京都中央区、ＩＮＣユナイテッド株式会社の本店所在地は神奈川県横浜市(登記上は東京都新宿区)、株式会社優泉ｊｐ．の本店所在地は東京都目黒区、株式会社翔泳社アカデミーの本社所在地は大阪府大阪市であります。

(8) 従業員の状況(平成27年３月31日現在)

会　社　名	従　業　員　数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)	8名
(株)翔泳社	90名
SEモバイル・アンド・オンライン(株)	26名
(株)SEデザイン	25名
INCユナイテッド(株)	24名
(株)優泉jp.	3名
(株)ゲームグース	9名
(株)SEプラス	32名
(株)システム・テクノロジー・アイ	33名
(株)翔泳社アカデミー	7名
SEインベストメント(株)	0名
合　計	257名

(注)　上記従業員数には、取締役及び臨時従業員(アルバイト、顧問、派遣社員)は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(平成27年３月31日現在)

借　入　先	借　入　額
	百万円
株式会社東京都民銀行	550
Barclays Bank PLC	429
株式会社日本政策金融公庫	308
株式会社りそな銀行	258
株式会社商工組合中央金庫	133

(注)　平成27年３月31日現在の借入残高が、１億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 74,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,483,626株
(自己株式600株を除く。)

(3) 株　主　数 7,238名

(4) 大株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
	株	%
速水浩二	2,495,600	10.62
日本証券金融株式会社	1,279,600	5.44
株式会社ＳＢＩ証券	1,104,000	4.70
株式会社りそな銀行	740,000	3.15
篠﨑晃一	677,000	2.88
佐々木幹夫	587,700	2.50
松井証券株式会社	582,700	2.48
河口隆俊	535,000	2.27
石幸成和	238,950	1.01
近藤誠聡	238,900	1.01

(注)　持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(平成27年３月31日現在)
特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速水浩二	SEモバイル・アンド・オンライン株式会社代表取締役社長、SEインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木幹夫	株式会社翔泳社代表取締役社長、株式会社翔泳社アカデミー代表取締役社長
取締役副社長	篠﨑晃一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役	佐多俊一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
常勤監査役	帯刀信司	(常勤)
監査役	井上逞	株式会社片山組常勤監査役
監査役	飯塚孝徳	弁護士

(注) 1．監査役帯刀信司氏、井上逞氏及び飯塚孝徳氏は社外監査役であります。
2．監査役帯刀信司氏、井上逞氏及び飯塚孝徳氏は、東京証券取引所における企業行動規範に関する規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3．当社役員に社外取締役はおりませんが、社外取締役を置くことが相当でない理由は以下のとおりです。現在、当社取締役を退任後長年にわたって外資系ＩＴ企業日本現地法人社長としての経験と、企業経営の理解に加えて当社が属するＩＴ業界に関する知見を有しております非業務執行取締役を１名選任しております。当社取締役会においては、同取締役が経営への客観的な助言のみならず、経営の監督及び利益相反の監督機能を担っております。また、現在当社事業の特性を踏まえた迅速かつ機動的な意思決定が取締役会で行われております。このような状況下において、同取締役に加えて、又は代替として社外取締役を置くことが、このような迅速な意思決定を阻害する可能性があることから、社外取締役を置くことが相当でないと判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	4名	64百万円
(うち社外取締役	0名	―)
監査役	3名	4百万円
(うち社外監査役	3名	4百万円)
合計	7名	69百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役　帯刀　信司氏

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

定例取締役会への出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会への出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

② 監査役 井上 逞氏
ア．重要な兼職先と当社との関係
当社と株式会社片山組との間に重要な取引その他の関係はありません。
イ．当事業年度における主な活動状況
（ア）取締役会への出席状況及び発言状況
定例取締役会への出席率は92％であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
（イ）監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会への出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

③ 監査役 飯塚 孝徳氏
ア．重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
イ．当事業年度における主な活動状況
（ア）取締役会への出席状況及び発言状況
定例取締役会への出席率は100％であります。
出席した取締役会においては、社外監査役として、弁護士の立場から毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
（イ）監査役会への出席状況及び発言状況
監査役会への出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、弁護士の立場から毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額　26百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(ⅰ) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ⅱ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(ⅲ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(ⅳ) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。また、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査役、監査役会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(ⅴ) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。また、内部通報制度対象者の範囲をグループ各社に拡大し、グループ各社から役員の不正等に関する内部通報を受けた当社コンプライアンス委員は当社の監査役にその内容を報告する体制を構築します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(ⅵ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①監査役の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

②補助内容については、監査役の意見を十分考慮した上で決定します。

(ⅶ) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査役との事前協議を要することとします。

(ⅷ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

(ⅸ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査役は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査役が監査を行うにあたり、弁護士等の外部の専門家を利用することを希望する場合には、その費用は会社が負担するものとします。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(ⅳ)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記の通りです。

a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

(ⅰ)基本方針の内容

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ⅱ)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年(2006年)10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

(ⅲ)基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、平成24年６月22日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として平成19年６月22日に導入し平成21年６月19日に所要の変更を行った上で再導入しました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を、継続しております(以下、現行の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」といいます。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまでは、当該買付者は、買付は出来ないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置(注)を発動しませんが、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査役全員(全員が社外監査役であります。)の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(ⅳ)本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指

針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、平成24年６月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,858**	**流動負債**	**3,167**
現金及び預金	2,973	買掛金	440
受取手形及び売掛金	1,525	１年内償還予定社債	775
有価証券	20	短期借入金	1,172
営業投資有価証券	1,128	未払法人税等	25
商品及び製品	919	賞与引当金	34
仕掛品	96	返品調整引当金	101
原材料及び貯蔵品	21	その他	617
繰延税金資産	59	**固定負債**	**2,144**
その他	112	社債	811
貸倒引当金	△0	長期借入金	853
固定資産	**2,986**	役員退職慰労引当金	78
有形固定資産	**1,938**	退職給付に係る負債	264
建物及び構築物	751	資産除去債務	29
土地	1,089	再評価に係る繰延税金負債	7
その他	97	その他	100
無形固定資産	**58**		
のれん	1	**負債合計**	**5,312**
その他	57	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**988**	**株主資本**	**3,892**
投資有価証券	315	**資本金**	**1,534**
敷金・保証金	419	**資本剰余金**	**1,853**
繰延税金資産	114	**利益剰余金**	**504**
その他	147	**自己株式**	**△0**
貸倒引当金	△7	**その他の包括利益累計額**	**278**
		その他有価証券評価差額金	**262**
		土地再評価差額金	**16**
		新株予約権	**4**
		少数株主持分	**356**
		純資産合計	**4,532**
資産合計	**9,844**	**負債及び純資産合計**	**9,844**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**7,183**
売上原価		**4,496**
売上総利益		**2,687**
返品調整引当金戻入額		**27**
差引売上総利益		**2,714**
販売費及び一般管理費		**2,531**
営業利益		**183**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	0	
受取家賃	2	
古紙売却収入	1	
その他	4	10
営業外費用		
支払利息	42	
社債発行費	15	
支払保証料	14	
為替差損	18	
投資事業組合運用損	14	
その他	8	114
経常利益		**79**
特別利益		
固定資産売却益	0	
持分変動利益	0	
新株予約権戻入益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	4	
減損損失	7	
店舗撤退損失	34	
プロジェクト整理損失	13	59
税金等調整前当期純利益		**20**
法人税、住民税及び事業税	**28**	
法人税等調整額	**45**	**74**
少数株主損益調整前当期純損失		**53**
少数株主損失		**26**
当期純損失		**26**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,534	1,853	564	△0	3,952
当期変動額					
剰余金の配当			△32		△32
当期純利益			△26		△26
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	△59	△0	△59
当期末残高	1,534	1,853	504	△0	3,892

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金			
当期首残高	101	15	4	386	4,460
当期変動額					
剰余金の配当					△32
当期純利益					△26
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	161	0	△0	△30	131
当期変動額合計	161	0	△0	△30	71
当期末残高	262	16	4	356	4,532

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
(継続企業の前提に関する注記)
該当はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)
1．連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数　　10社
連結子会社の名称
(株)翔泳社、(株)翔泳社アカデミー、(株)ＳＥデザイン、ＳＥモバイル・アンド・オンライン(株)、(株)ゲームグース、ＩＮＣユナイテッド(株)、(株)ＳＥプラス、(株)システム・テクノロジー・アイ、ＳＥインベストメント(株)、(株)優泉ｊｐ.
当社の連結子会社であるINCユナイテッド株式会社が平成26年10月１日付で株式会社優泉ｊｐ.の株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。
2．連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
3．会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
その他有価証券(営業投資有価証券を含む。)
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの：移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
②デリバティブ
時価法
③たな卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
商品及び製品　　：先入先出法
仕　掛　品　　：個別法
原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)…定率法(ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法)によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)による定額法によっております。
但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得期間に基づく定額法によっております。

③長期前払費用…均等償却をしております。

④リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金
出版物の返品による損失に備えるため、書籍等の出版事業に係る売上債権残高に一定期間の返品率及び売買利益率を乗じた額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金
当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア開発に係る収益の計上基準
(i)当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる開発案件：工事進行基準(開発の進捗率の見積りは主に原価比例法)
(ii)その他の開発案件：検収基準

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……平成14年３月31日

再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

⑤ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

(i)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理を行っております。

(ⅱ)ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金利息を対象として金利スワップ取引を行っております。

(ⅲ)ヘッジ方針

借入金利息金額を固定するため、実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

(ⅳ)ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑦ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

(１)前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取家賃」(前連結会計年度２百万円)及び「古紙売却収入」(前連結会計年度１百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(２)前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」(前連結会計年度７百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額	1,666百万円
2．担保に供している資産	
建物	62百万円
土地	284百万円
営業投資有価証券	1,049百万円
合計	1,397百万円
担保に係る債務の金額	
長期借入金	75百万円
１年以内返済予定長期借入金	50百万円
短期借入金	429百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1．たな卸資産評価損

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価　　107百万円

2．減損損失

(1)減損損失の内訳

ソフトウェア・ネットワーク事業における建物３百万円、工具、器具及び備品１百万円、長期前払費用０百万円及びインターネットカフェ事業における建物２百万円、長期前払費用０百万円であります。

(2)減損損失を認識した資産又は資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都、神奈川県	アミューズメント施設、ボディケアサロン	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	7

(3)減損損失の認識に至った経緯

ソフトウェア・ネットワーク事業及びインターネットカフェ事業において、当該アミューズメント施設及びボディケアサロンの営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるためその事業用資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(インターネットカフェ、ボディケアサロン、アミューズメント施設等)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(5)回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

3．店舗撤退損失

(1)店舗撤退損失の内訳

インターネットカフェ事業における店舗撤退に伴う損失の内訳は以下の通りであります。

減損損失	24百万円
原状回復費用	10百万円
計	34百万円

(2)減損損失を認識した資産又は資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都	インターネットカフェ、ボディケアサロン	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	24

(3)減損損失の認識に至った経緯

インターネットカフェ事業における店舗撤退に伴い、当該店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(インターネットカフェ、ボディケアサロン、アミューズメント施設等)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(5)回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとしております。

4．プロジェクト整理損失

(1)プロジェクト整理損失の内訳

当社グループが中国において展開してまいりましたeコマース(電子商取引。以下「EC」という。)事業における商材(スキンケア商品)に係る商品処分損８百万円、ECサイトの減損損失４百万円であります。

(2)減損損失を認識した資産又は資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都	ECシステム	ソフトウェア	4

(3)減損損失の認識に至った経緯

不採算事業における資産整理の一環として、当該ECサイト用ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4)資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、店舗(インターネットカフェ、ボディケアサロン、アミューズメント施設等)や賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(5)回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとしております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　　23,484,226株

2．剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月20日定時株主総会	普通株式	32百万円	1円40銭	平成26年3月31日	平成26年6月23日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32百万円	1円40銭	平成27年3月31日	平成27年6月22日

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

―株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、一次的な余資は安全性または流動性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については資金需要に応じて銀行借入または社債の発行による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクなどを回避するための利用、その他有価証券(為替リンク債等)における組込デリバティブ取引など投資運用収益獲得のための利用、又は保有する株式など有価証券の市場価格変動リスクをヘッジするための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、及び与信限度額の定期的な見直しなどを実施しております。

有価証券、営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に投資運用収益獲得や業務上の出資などに関連する投資信託、債券、株式などであり、市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、その内容を担当役員に報告する体制となっております。また、営業投資有価証券のうち株式について市場価格の変動リスクを一定程度緩和するため、デリバティブ取引(株価指数オプション)を利用しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建の借入金は、為替変動リスクに晒されております。変動金利の借入金のうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金及び社債は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社において週次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注２)ご参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額(＊)
(1)現金及び預金	2,973	2,973	―
(2)受取手形及び売掛金	1,525	1,525	―
(3)有価証券	20	20	―
(4)営業投資有価証券	1,128	1,128	―
(5)投資有価証券	216	216	―
(6)買掛金	(440)	(440)	―
(7)短期借入金	(739)	(739)	―
(8)社債	(1,586)	(1,584)	(△1)
(9)長期借入金	(1,285)	(1,280)	(△5)
(10)デリバティブ取引	0	0	―

(＊)　負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(4)営業投資有価証券、(5)投資有価証券

これらの時価について、株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)買掛金、(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)社債、(9)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(9)参照)。

株価指数オプションの時価については、取引所の価格によっております。

(注２)　非上場株式(連結貸借対照表計上額83百万円)及び投資事業組合等出資金(連結貸借対照表計上額14百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

(1)	１株当たり純資産額	177円64銭
(2)	１株当たり当期純損失	1円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　定　留　尚　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　幸　毅　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

平成27年５月26日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社　監査役会
常勤監査役　帯刀　信司　㊞
(社外監査役)
社外監査役　井上　　逞　㊞
社外監査役　飯塚　孝徳　㊞

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果
　会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,915**	**流動負債**	**620**
現金及び預金	1,034	短期借入金	350
有価証券	10	１年以内償還予定社債	210
短期貸付金	830	未払金	30
繰延税金資産	5	未払法人税等	10
未収入金	26		
その他	8	未払費用	4
固定資産	**2,747**	預り金	2
有形固定資産	**1,191**	その他	13
建物	382	**固定負債**	**434**
構築物	0	社債	137
工具器具備品	4	長期借入金	100
土地	804	退職給付引当金	11
無形固定資産	**7**	役員退職慰労引当金	78
ソフトウェア	3	預り保証金	100
電話加入権	3	再評価に係る繰延税金負債	7
投資その他の資産	**1,548**		
投資有価証券	315		
関係会社株式	944		
関係会社長期貸付金	20		
繰延税金資産	150	**負債合計**	**1,055**
保険積立金	110	**(純資産の部)**	
その他	13	**株主資本**	**3,500**
貸倒引当金	△4	**資本金**	**1,534**
		資本剰余金	**1,853**
		資本準備金	131
		その他資本剰余金	1,722
		利益剰余金	**112**
		利益準備金	39
		その他利益剰余金	73
		繰越利益剰余金	73
		自己株式	**△0**
		評価・換算差額等	**107**
		その他有価証券評価差額金	**90**
		土地再評価差額金	**16**
		純資産合計	**3,607**
資産合計	**4,663**	**負債及び純資産合計**	**4,663**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		**373**
売上原価		**19**
売上総利益		**354**
販売費及び一般管理費		**276**
営業利益		**77**
営業外収益		
受取利息	21	
有価証券利息	0	
受取配当金	0	
為替差益	33	
その他	3	59
営業外費用		
支払利息	6	
社債利息	3	
支払保証料	4	
投資事業組合運用損	14	
その他	1	30
経常利益		**106**
特別利益		―
特別損失		
固定資産除却損	0	**0**
税引前当期純利益		**106**
法人税、住民税及び事業税		11
法人税等調整額		36
当期純利益		**58**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金
当期首残高	1,534	131	1,722
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
利益準備金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	―	―	―
当期末残高	1,534	131	1,722

(単位：百万円)

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	35	51	△0	3,475
当期変動額				
剰余金の配当		△32		△32
当期純利益		58		58
利益準備金の積立	3	△3		―
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	3	22	△0	25
当期末残高	39	73	△0	3,500

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	11	15	3,502
当期変動額			
剰余金の配当			△32
当期純利益			58
利益準備金の積立			―
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	78	0	79
当期変動額合計	78	0	104
当期末残高	90	16	3,607

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
(継続企業の前提に関する注記)
該当はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1．有価証券の評価基準及び評価方法
① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
② その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの：移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産…定率法(ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法)によっております。
(リース資産を除く)
②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(５年)による定額法によっております。
(リース資産を除く)
③リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。
再評価実施日……平成14年３月31日
再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

4．引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金利息を対象として金利スワップ取引を行っております。

③ ヘッジ方針

借入金利息金額を固定するため、実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

7．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	834百万円
短期金銭債務	150百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　300百万円

3．保　証　債　務

下記の会社の銀行借入について、債務保証を行っております。

(株)翔泳社	261百万円
ＳＥモバイル・アンド・オンライン(株)	15百万円
ＩＮＣユナイテッド(株)	66百万円
ＳＥインベストメント(株)	429百万円
(株)ゲームグース	95百万円

下記の会社の無担保社債保証委託並びに保証契約について、債務保証を行っております。

(株)翔泳社	707百万円
ＩＮＣユナイテッド(株)	190百万円
ＳＥモバイル・アンド・オンライン(株)	30百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(収入分)	373百万円
営業取引(支出分)	6百万円
営業取引以外の取引(収入分)	21百万円
営業取引以外の取引(支出分)	1百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	50	550	—	600

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加　550株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	319百万円
投資有価証券売却益	16百万円
投資有価証券評価損否認	68百万円
繰越欠損金	33百万円
減損損失	22百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
会社分割により取得した関係会社株式	159百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	653百万円
評価性引当額	△454百万円
繰延税金資産合計	198百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	42百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	42百万円
繰延税金資産の純額	156百万円

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債が７百万円あります。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が21百万円、その他有価証券評価差額金額が４百万円、土地再評価差額金が０百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容(注1)	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SEモバイル・アンド・オンライン(株)	東京都新宿区	80	ソフトウェア・ネットワーク事業	所有直接100.0	兼任3名	管理業務受託	資金の貸付(注2)	250	短期貸付金	210
								債務保証(注2)	45	その他の流動資産	1
								管理業務受託(注2)	52		
子会社	(株)翔泳社	東京都新宿区	50	出版事業	所有直接100.0	兼任4名	管理業務受託	資金の貸付(注3)	300	短期貸付金	300
								債務保証(注3)	968	その他の流動資産	0
								管理業務受託(注3)	175		
子会社	(株)SEデザイン	東京都新宿区	30	コーポレートサービス事業	所有直接100.0	兼任4名	管理業務受託	管理業務受託(注4)	53	—	—
子会社	(株)ゲームグース	東京都新宿区	90	ソフトウェア・ネットワーク事業	所有直接100.0	兼任3名	管理業務受託	資金の貸付(注5)	20	短期貸付金	20
								債務保証(注5)	95	その他の流動資産	0
								管理業務受託(注5)	10		
子会社	INCユナイテッド(株)	神奈川県横浜市	100	インターネットカフェ事業	所有直接88.5	兼任2名	—	資金の貸付(注6)	250	短期貸付金	270
								債務保証(注6)	256	長期貸付金	20
										その他の流動資産	2
子会社	(株)システム・テクノロジー・アイ	東京都中央区	347	教育・人材事業	所有直接53.8	兼任1名	—	資金の借入(注7)	150	短期借入金	150
										その他の流動負債	0
子会社	SEインベストメント(株)	東京都新宿区	247	投資運用事業	所有直接100.0	兼任3名	—	資金の貸付(注8)	340	短期貸付金	—
								債務保証(注8)	429	その他の流動資産	—
子会社	(株)優泉jp.	東京都目黒区	7	インターネットカフェ事業	所有間接88.5	兼任2名	—	資金の貸付(注9)	30	短期貸付金	30
										その他の流動資産	0

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1．債務保証の取引金額は、期末残高(百万円)を記載しております。

2．SEモバイル・アンド・オンライン(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入及び無担保社債保証委託並びに保証契約について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。

3．(株)翔泳社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入及び無担保社債保証委託並びに保証契約について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。

4．(株)SEデザインに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。

5．(株)ゲームグースに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間１年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
6．INCユナイテッド(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間１年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入及び無担保社債保証委託並びに保証契約について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
7．(株)システム・テクノロジー・アイからの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間１年、期日一括返済としております。
8．SEインベストメント(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間１年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
9．(株)優泉jp.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間１年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(１株当たり情報に関する注記)

(1) １株当たり純資産額	153円	62銭
(2) １株当たり当期純利益	2円	48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　定　留　尚　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　幸　毅　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独自の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択又は適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

平成27年5月26日

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長　速水　浩二　殿

ＳＥホールディングス・アンド・
　インキュベーションズ株式会社　監査役会
常勤監査役　帯刀　信司　㊞
(社外監査役)
社外監査役　井上　　逞　㊞
社外監査役　飯塚　孝徳　㊞

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一.　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二.　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三.　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四.　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的な配当を実施していくことを基本方針としており、第30期の期末配当につきましては、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、前期と同額の１株当たり１円40銭とさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

１株につき金１円40銭　　総額３２，８７７，０７６円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月22日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結することのできる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、第28条第２項及び第39条第２項の一部を変更するものであります。なお、第28条第２項の変更については、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現　行　定　款	変　　更　　案
(取締役の責任免除) 第28条　(条文省略) 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第28条　(現行どおり) 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第39条　(条文省略) 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第39条　(現行どおり) 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役４名選任の件

取締役全員(４名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当		候補者の有する当社の株式数
1	速水 浩二 (昭和42年１月９日生)	平成７年６月 平成８年４月	当社取締役 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEモバイル・アンド・オンライン株式会社 代表取締役社長 SEインベストメント株式会社 代表取締役社長	2,495,600株 (平成27年３月末)
2	佐々木 幹夫 (昭和34年10月28日生)	平成６年６月 平成９年４月 平成11年６月	当社取締役デザイン局長 当社取締役出版局長 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社翔泳社代表取締役社長 株式会社翔泳社アカデミー 代表取締役社長	587,700株 (平成27年３月末)
3	篠崎 晃一 (昭和30年２月24日生)	平成元年５月 平成５年４月	当社取締役 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	677,000株 (平成27年３月末)
4	佐多 俊一 (昭和44年８月２日生)	平成11年６月 平成12年４月 平成14年９月 平成18年６月	当社取締役管理部長 当社取締役ソフトウェアソリューション局長 当社退社 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コンポーネントソース 代表取締役社長	19,400株 (平成27年３月末)

(注) １．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社役員に社外取締役はおりませんが、社外取締役を置くことが相当でない理由は以下のとおりです。

現在、当社取締役を退任後長年にわたって外資系ＩＴ企業日本現地法人社長としての経験と、企業経営の理解に加えて当社が属するＩＴ業界に関する知見を有しております非業務執行取締役を１名選任しております。当社取締役会においては、同取締役が経営への客観的な助言のみならず、経営の監督及び利益相反の監督機能を担っております。また、現在当社事業の特性を踏まえた迅速かつ機動的な意思決定が取締役会で行われております。このような状況下において、同取締役に加えて、又は代替として社外取締役を置くことが、このような迅速な意思決定を阻害する可能性があることから、社外取締役を置くことが相当でないと判断し、本総会においては社外取締役の選任議案を上程しておりません。

もっとも、当社と致しましても、経営への監督を強化するための社外取締役の選任の有効性については強く認識しており、引き続きより独立性の高い社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行ってまいります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役帯刀信司氏及び井上　逞氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位		候補者の有する当社の株式数
1	帯刀信司(たてわきしんじ) (昭和14年９月22日生)	昭和38年４月 昭和54年７月 昭和57年８月 平成３年１月 平成５年４月 平成８年１月 平成８年４月 平成11年１月 平成14年12月 平成19年６月	キヤノン株式会社入社 Canon U.S.A.,Inc.(出向)ワシントン支店長 同社シカゴ支店長 Canon Europa N.V.(出向)上級副社長 キヤノン株式会社複写機第二事業部事業部長 同社映像事務機サプライ販売事業部事業部長 キヤノンアプテックス株式会社(現キヤノンファインテック株式会社)社外監査役 株式会社キヤノンファミリーカンパニー社長 キヤノン株式会社退社 当社監査役(現任)	47,900株 (平成27年３月末)
2	井上逞(いのうえとおる) (昭和14年10月18日生)	昭和37年４月 昭和57年９月 昭和59年６月 平成２年５月 平成６年６月 平成９年４月 平成11年４月 平成12年３月 平成12年６月	日興證券株式会社入社 同社船橋支店長 日興キャピタル株式会社福岡支店長 同社投資部長 同社取締役 同社常務取締役 日興證券株式会社理事 同社定年退職 当社非常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社片山組常勤監査役	47,900株 (平成27年３月末)

(注) 1．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．帯刀信司氏及び井上逞氏は社外監査役候補者であります。
3．社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性について
（1） 帯刀信司氏並びに井上逞氏につきましては、両氏がこれまで大手企業で直接経営に関与されたことから培ってきた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、帯刀信司氏並びに井上逞氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって、それぞれ８年並びに15年であります。
（2） 帯刀信司氏並びに井上逞氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
（3） 帯刀信司氏並びに井上逞氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
（4） 帯刀信司氏並びに井上逞氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
（5） 当社は、社外監査役候補者を東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、帯刀信司氏並びに井上逞氏が監査役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、平成24年６月22日開催の第27回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)」を株主の皆様のご承認を頂き継続いたしました。本プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時までとされておりますところ、その間の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論及び法令等の改正等を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させる観点から買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました結果、実質的な内容を変更せず語句の一部修正を行った上で本プランを継続いたしたく存じます。

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランは本定時株主総会の終結の時から発効し、有効期限は平成30年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時となります。株主の皆様におかれましては、何卒本趣旨にご賛同いただき、本プランについて、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

１．本プラン継続導入の理由

当社グループは、昭和60年(1985年)の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット＆モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの５つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成18年(2006年)10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。そして、当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が必要かつ相当な対抗措置を講じる必要があると考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための一定のルールが引き続き必要不可欠であると判断し、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続導入することを決定いたしました。

２．本プランの内容

(１)本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付(下記(２)「本プランの発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者又は買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付について情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続について定めております(下記(２)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。)。

②新株予約権無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には(下記(３)「本新株予約権無償割当ての要件」をご参照ください。)、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(下記(４)「本新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定さ

れます。)により割り当てます。

③本新株予約権の行使及び本新株予約権の取得

仮に本プランに従って本新株予約権無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

(2)本プランの発動に係る手続

①対象となる買付

本プランにおいては、次の(i)、(ii)に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(第三者に対する勧誘行為を含みます。)(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権無償割当てがなされます。

(ⅰ)当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上となる買付

(ⅱ)当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]に係る株券等の株券等所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な下記(a)～(g)に記載する必要情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が本プラン上の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

---

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
[2] 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
[3] 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。
[4] 金融商品取引法第27条の２第1項に定義されます。以下②において同じとします。
[5] 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。
[6] 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。
[7] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

記

(a) 買付者等及びそのグループ(共同保有者[8]、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。)
(b) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)
(c) 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
(d) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
(e) 買付等の後の当社経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(f) 買付等の後における当社従業員、取引先、顧客他当社に係る利害関係者の処遇方針
(g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記(3)「本新株予約権無償割当ての要件」記載のとおり、本新株予約権無償割当てを実施いたします。

③取締役会における買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉及び代替案の検討

買付者等は、当社取締役会がその内容につき必要かつ充分と認めた買付説明書の提出完了日から60日間(金銭のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の買付等の場合)(以下「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、買付等を出来ないこととします。これは、株主共同利益のため、当社取締役会に、買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉・協議、買付等に対する意見形成及び株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等の機会を与えて頂くのに必要なためであります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家(弁護士、公認会計士及び学識経験者等)の助言を得ながら買付説明書の評価・検討を行い、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主の皆様に対して公表します。また、必要に応じて、買付者等との間で条件改善について交渉・協議を行い、株主の皆様に対して当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

[8] 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

また、当社は、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、取締役会評価期間の開始時等適切と判断する時点で株主の皆様に情報開示を行います。

(3)本新株予約権無償割当ての要件

①買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、当該買付等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該買付等に対する対抗措置はとりません。

但し、当該買付等が下記(a)～(f)に例示するとおり明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的措置として、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当ての方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします(現在時点では、新株予約権無償割当て以外の対抗措置を決議する予定はありません。)。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、専門家等の助言を得つつ、当社監査役全員の賛同を得るものとします(現在、当社の監査役は全て社外監査役であり、判断の客観性及び合理性を確保する方策として有効なものと認識しております。監査役の略歴につきましては、(別紙１)をご参照ください。)。また、対抗措置の発動後、買付者等が当社に有利な代替案を提示してきた場合、買付等を断念した場合又は具体的な状況に変化があった場合において、当社は対抗措置を停止又は中止する場合があります。

記

(a) 真に会社経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

(b) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

(c) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務担保や弁済原資として流用する目的で株式の買収を行っている場合

(d) 当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分をする目的で株式の買収を行っている場合

(e) 会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を

売却等処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

(f) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式売却を事実上強要するおそれのある買付の場合

②買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします。

なお、対抗措置の発動を決議するにあたり、専門家等の助言を得つつ、当社監査役全員の賛同を得ること及び対抗措置の発動を状況により停止又は中止する場合があることは上記(3)①と同様とします。

(4)本新株予約権無償割当ての要項

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権無償割当ての要項は次の①～⑩のとおりです。なお、細目については、次の①～⑩に記載される事項に抵触しない限りにおいて、当社取締役会が定めるものとします。

①本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

②本新株予約権割当の対象となる株主及びその割当条件

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める日とします。

④本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、株式分割又は株式併合等を理由とする別途の調整がない限り、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株とします。

⑤本新株予約権の払込金額

無償とします。

⑥本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし、当社株式１株の割当期日における時価の２分の１に相当する価額を上限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により定める額とします。なお、ここでいう時価とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、１円未満の端数を切り上げるものとします。

⑦本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当ての効力発生日を初日とし、６ヶ月間の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により定める期間とします。

⑧本新株予約権の行使条件

(a) (i)特定大量保有者[9]、(ii)特定大量保有者の共同保有者[10]、(iii)特定大量買付者[11]、(iv)特定大量買付者の特別関係者[12]、もしくは(v)上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[13](以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

---

[9] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第４項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[10] 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

[11] 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の２第６項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の２第１項に定義される。)の買付け等(同法第27条の２第１項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の２第８項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

[12] 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項に定める者を除く。

[13] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第３条第３項に定義される。)をいう。

(b) 上記(a)にかかわらず、次の(i)乃至(ⅱ)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

(ⅰ)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定義されるものとします。)又は当社の関連会社(同規則第８条第５項に定義されるものとします。)

(ii)その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

(c) また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については取締役会において別途定めるものとします。)。

(d) 本新株予約権を有する者は、当社に対して、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(e) 本新株予約権を有する者が本(c)項の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任は一切負わないものとします。

⑨本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑩当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株

式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(5)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成30年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6)本プランの廃止及び変更等

本プランの継続導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを変更し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

３．本プランが株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(1)本プラン継続導入時に株主及び投資者の皆様に与える影響

本プランの継続導入時点では、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資者の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本プラン発動時(本新株予約権無償割当て時)に株主及び投資者の皆様に及ぼす影響について

(a)本新株予約権無償割当ての手続及び株主名簿への記録等の手続における影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対して、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに株主名簿への記録等の手続を行っていただくことが必要です。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、本新株予約権無償割当ての効力発生日までに本新株予約権無償割当てを中止し、又は本新株予約権無償割当ての効力発生日後、本新株予約

権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使手続における影響

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

(c) 当社による新株予約権の取得手続における影響

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになりますので、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4．本プランの合理性

(1)　買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年(2005年)５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年(2008年)６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

(2)　株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記１．「本プラン継続導入の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3)　株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続導入させていただく予定です。また、本プランの有効期間は３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、上記２．(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4)　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(3)「本新株予約権無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5)　デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記２．(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社

株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙１)当社監査役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当		監査役の有する 当社の株式数
帯刀　信司 (たてわき　しんじ) (昭和14年９月22日生)	昭和38年４月 昭和54年７月 昭和57年８月 平成３年１月 平成５年４月 平成８年１月 平成８年４月 平成11年１月 平成14年12月 平成19年６月	キヤノン株式会社入社 Canon U.S.A.,Inc.(出向) ワシントン支店長 同社シカゴ支店長 Canon Europa N.V.(出向) 上級副社長 キヤノン株式会社複写機第二事業部事業部長 同社映像事務機サプライ販売事業部事業部長 キヤノンアプテックス株式会社(現キヤノンファインテック株式会社)社外監査役 株式会社キヤノンファミリーカンパニー社長 キヤノン株式会社退社 当社常勤監査役就任(現任)	47,900株 (平成27年３月末)
井上　遅 (いのうえ　とおる) (昭和14年10月18日生)	昭和37年４月 昭和57年９月 昭和59年６月 平成２年５月 平成６年６月 平成９年４月 平成11年４月 平成12年３月 平成12年６月	日興證券株式会社入社 同社船橋支店長就任 日興キャピタル株式会社福岡支店長就任 同社投資部長就任 同社取締役就任 同社常務取締役就任 日興證券株式会社理事就任 同社定年退職 当社非常勤監査役就任(現任)	47,900株 (平成27年３月末)
飯塚　孝徳 (いいづか　たかのり) (昭和41年６月１日生)	平成８年３月 平成10年６月 平成21年４月	原田・尾崎服部法律事務所入所 当社非常勤監査役就任(現任) 飯塚総合法律事務所入所(現任)	28,600株 (平成27年３月末)

(注)　監査役帯刀信司、井上遅及び飯塚孝徳は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

(別紙２)大株主の状況

(平成27年３月31日現在)

氏名又は名称	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
速水　浩二	2,495,600	10.63
日本証券金融株式会社	1,279,600	5.45
株式会社SBI証券	1,104,000	4.70
株式会社りそな銀行	740,000	3.15
篠﨑　晃一	677,000	2.88
佐々木　幹夫	587,700	2.50
松井証券株式会社	582,700	2.48
河口　隆俊	535,000	2.29
石幸　成和	238,950	1.02
近藤　誠聡	238,900	1.02
計	8,479,450	36.12

(注)株式の状況

(平成27年３月31日現在)

(1)	発行可能株式総数	74,000,000株
(2)	発行済株式の総数	23,484,226株
(3)	株主総数	7,238名

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアット　リージェンシー　東京　白鳳の間
電話　(03)3348-1234(代表)

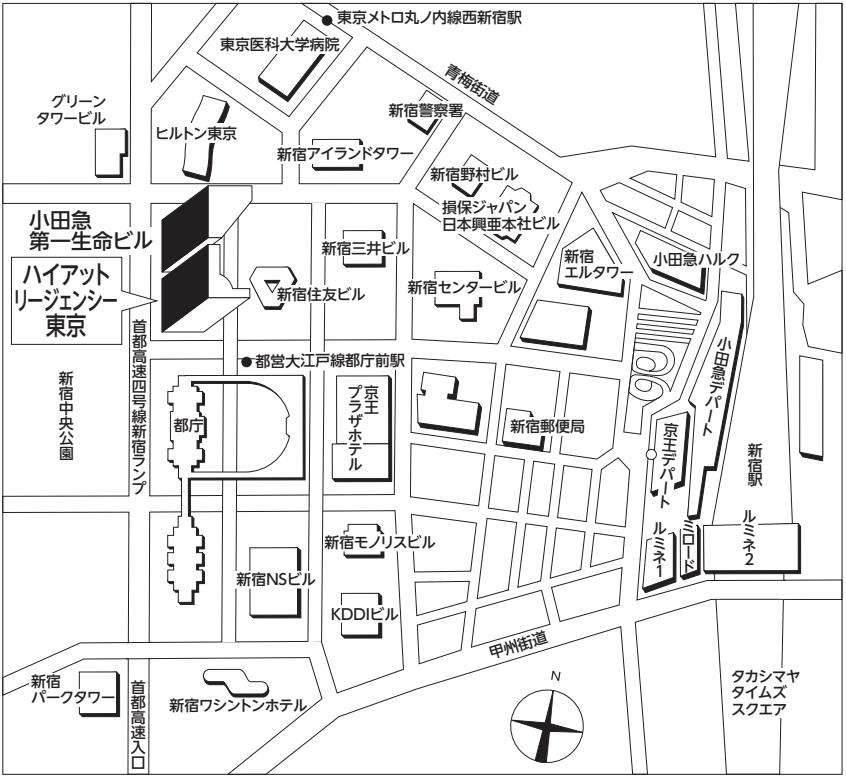

●交通機関
●新宿駅(西口)より徒歩約９分
●地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約３分
●地下鉄大江戸線都庁前駅に直結